

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（答申書 / 諮問書）

平成11年11月15日
医療保険福祉審議会老人保健福祉部会長、
医療保険福祉審議会介護給付費部会長

答 申 書

平成11年11月15日厚生省発老第89号をもって諮問のあった、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正については、これを了承する。

なお、その実施・運用に当たっては、市町村との連携、地域住民との交流や事業運営の透明性の確保、利用者の権利擁護等についても十分に配慮して行うこととされたい。

諮 問 書

厚生省発老第89号
平成11年11月15日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、介護保険法（平成9年

法律第123号）第8条、第74条第3項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条及び第15条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

（別添）

痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案要綱

1 人員に関する基準の一部改正

管理者は、痴呆介護に関する専門的な知識及び経験を有する者でなければならないこと。

介護支援専門員その他の計画作成に関し知識及び経験を有する者を計画作成担当者として配置すること。（計画作成担当者は、管理者を含め、他の業務との兼務が可能。）

2 設備に関する基準の一部改正

1の居室の床面積が7.43㎡以上であること。

法施行の際現に存する痴呆対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供する共同生活住居（基

本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって痴呆対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、この基準を適用しない。

3 運営に関する基準の一部改正

○ 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、提供した指定痴呆対応型共同生活介護に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。